

回 答 書

令和 8 年度甲斐市公共施設脱炭素化設備導入事業公募型プロポーザル実施要領に関する質問について、次のとおり回答いたします。

No.	質 問 事 項	回 答
15	参考資料 1_公共施設リストに、参考パネル容量が記載されていますが、太陽光発電設備の設置における構造計算はなされているのでしょうか	既存資料の「甲斐市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託報告書成果品」を参考に、必要に応じて本事業において検討を行ってください。
16	電気主任技術者の配員に関して、基本的には、太陽光発電設備の電気主任技術者は、各施設の電気主任技術者が兼任と考えてよいのでしょうか	お見込みのとおりです。
17	電気主任技術者の費用に関して、各施設の電気主任技術者が太陽光発電設備の電気保安業務も担う場合には、費用の増加分は市にて負担頂けるが、それぞれ別の電気主任技術者を配員する場合にも、費用は市にて負担頂けるのでしょうか。	現在市が委託している電気主任技術者とは別の電気主任技術者を置くことは想定していません。
18	昨今の情勢により長納期品がでてくる可能性があります。設備の導入が期日までに完了できない場合には、補助事業の申請年度の繰り越しや、工期変更等の対応をご検討頂ける余地はあるのでしょうか。	国の交付金を活用した事業であり、設備導入は実施要領で定める期間までに完了する必要があります。社会情勢により、万が一、履行期間内に完了しない見込みとなった場合は、その時点で直ちに市と協議願います。
19	参加表明書等、企画提案書等において「電子データを保存した CD R 又は DVD R を提出する」とありますが、電子データにおいては代替手段として電子メール、データ便等での提出は認められますでしょうか。	電子メール又はデータ便での提出は認められません。

No.	質 問 事 項	回 答
20	<p>仕様書 P3 (1) イ④において「余剰電力が発生する場合、売電の提案を検討するなど、施設ごとで余剰電力活用の方向性を整理する」とされています。</p> <p>補助金を活用する上で、再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を自家消費と定められていますが、今回の対象施設において、系統への逆潮流（売電）判断はどのタイミングになりますか。</p>	<p>提案時点においては、太陽光発電設備の設置規模、施設の電力使用量、売電に係る費用などを考慮の上、提案を検討してください。</p> <p>なお、提案を基に、最終的には事業者選定後の協議により決定します。</p>
21	<p>仕様書 P6 オ⑤, P6⑩において、しのはら公園の新築工事について記載されています。今回の脱炭素化設備導入事業を考慮して建築設計に反映されている内容がございましたらご教示いただきたいです。</p> <p>(例: 予備配管の有無、発電設備連系用ブレーカーの有無、建物使用開始時期など)</p>	<p>しのはら公園の建築設計において、太陽光発電設備に係る内容は反映されていないため、設備導入により想定される内容は全て本事業で対応してください。</p>
22	<p>仕様書 P6 カにおいて主任技術者に関する記載があります。P10 カ①では「電気主任技術者が実施する電気保安業務に係る費用の増加分については市が負担する」と記載がありますが、太陽光発電設備も同様の認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
23	<p>仕様書 P7 (2) に記載のとおり、敷島総合文化会館についてはソーラーカーポートを計画されておりますが、当該設備は建築基準法の「建築物」に該当します。当該施設における、建蔽率については既に市側でご確認いただいているという認識でよろしいでしょうか。また、建築確認申請において、登記その他必要な図面についてご提供いただけますか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	質問事項	回答
24	<p>「仕様書 P9⑮」で、ソーラーカーポート設置のための建築確認申請、現況測量は事業者側で実施する理解でよろしいでしょうか？測量資料がございましたら提供いただけますか。また、建物建築時に駐車場を含んで建築確認申請を届け出ていますか？</p>	<p>建築確認申請時点において、ソーラーカーポート設置想定箇所は申請範囲に含まれていません。</p> <p>そのため、本事業において、建築確認に必要な測量や図面の作成を行った上で、建築確認の変更申請を行ってください。</p>
25	<p>太陽光発電設備の対象施設について太陽光（工作物）の高さ制限について伺いたいです。とくに竜王庁舎は第1種低層住居専用地域となっています山梨県建築基準法施工条例なども拝見しましたが、絶対高さ制限については理解が及ばない状態です。また、景観法では「大規模な行為においては事前協議および景観法に基づく届出」となっており、大規模：建築物は高さ13m超 工作物で高さ20m超とうたっております。各対象施設について制限ございましたら教えてください。</p>	<p>各施設において、建築基準法上の高さ制限はありません。なお、竜王庁舎は第一種住居地域です。</p> <p>景観条例に基づく届出については、高さ5m又は太陽光パネル設置面積が1,000㎡を超えるものが対象です。なお、景観条例に規定する「高さ」については、工作物自体の高さを指し、設置する施設の高さを含むものではありません。</p>
26	<p>海洋センターは低圧動力引込みと電灯引込みの2引込みがあります</p> <p>自家消費率の考え方について、例えば電灯側に太陽光発電設備を施設した場合、</p> <p>自家消費率「(太陽光発電設備の発電量－余剰電力量) / (太陽光発電設備の発電量)」について、</p> <p>余剰電力量の算出は「太陽光発電設備の発電量－(電灯の電力消費量+動力の電力消費量)」でよろしいでしょうか、</p> <p>または</p> <p>「太陽光発電設備の発電量－(電灯の電力消費量)」として考える必要がありますか</p>	<p>太陽光発電設備の発電量－(電灯の電力消費量)により検討してください。</p>

No.	質問事項	回答
27	<p>竜王庁舎は既設の太陽光発電設備が施設されています</p> <p>太陽光発電設備のモニタリング対象は今回施設する太陽光発電設備だけでよいでしょうか、それとも、既設の太陽光発電設備の発電量も個別に監視できるようにする必要がありますか</p>	<p>本事業で導入する設備のみを対象としてください。</p>
28	<p>既存資料の提供 (ウ) 電力データについて双葉 B&G 海洋センターの動力データは提供いただけますでしょうか。</p>	<p>準備ができ次第、提供します。</p>
29	<p>仕様書 P5 エ⑤⑥に安全確保や作業に伴う仮設足場について記載があります。PV 対象施設は局面屋根や傾斜屋根の施設であることから昇降用仮設足場設置のほかに墜落防止の安全対策が必要になる建物があると思います。事業者で費用対効果を考慮した安全対策を検討するものの、プロポーザル評価基準では価格評価の配点が高いです。極端な例ですが安全対策を簡易にすることで費用が抑えられる側面を持つと思います。コストだけでなく安全配慮について「導入設備」で評価されますか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
30	<p>双葉ふれあい文化館…(双葉庁舎に) 既設太陽光 66.63kW 設置、全量自家消費。リース契約の為、所有及びメンテナンスは委託業者の管轄と思います。齟齬があればお知らせください。また既設太陽光の稼働日をご教授ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>既存太陽光発電設備(双葉庁舎)の稼働時期は令和7年2月です。</p>
31	<p>敷島総合文化会館…既設太陽光 77.08kW、全量自家消費。リース契約の為、所有及びメンテナンスは委託業者の管轄と思います。齟齬があればお知らせください。また既設太陽光の稼働日をご教授ください。</p>	<p>既存太陽光発電設備については、自家消費した上で、余剰電力を売電することとしており、現在売電の手続き中です。稼働時期は令和8年2月です。</p>

No.	質問事項	回答
32	竜王庁舎の既設太陽光の詳細が不明でした。全量自家消費なのか、PCS の容量、所有者はどなたか、稼働日はいつかをご教授ください。	<p>竜王庁舎既存太陽光発電設備について、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全量自家消費 ・PCS 容量：30 kW ・所有者：市 ・稼働時期：平成 23 年 4 月
33	リースで設置した施設（双葉ふれあい文化館と敷島総合文化会館）は増設扱いとなり、既設の制御機器とつなげて運用が好ましいですが、既設の制御機器は所有及びメンテナンスが別のリース会社になってしまいますが、繋げてもよろしいのでしょうか。	<p>提案時点においては、既存機器との接続はしないものとしてください。</p> <p>なお、事業者選定後、状況に応じて協議するものとします。</p>
34	竜王庁舎の新設電気室の図面及び単結があれば共有いただきたいです。	可能な範囲で提供します。
35	しのはら公園の想定電力量資料内、「朝時間」「昼時間」「晩時間」「夜時間」に該当する時間をご教授ください。	<p>新設の施設であり、導入予定の設備の定格出力等から算出しているため、時間別の想定使用量データはありません。なお、施設の稼働については、日中が中心で、夜間は閉館となる想定です。</p>
36	双葉ふれあい文化館…報告書を見ると 335,484kWh くらいの消費があるようです。こちらに近いデマンドがあればと存じます。	<p>受変電設備の都合上、隣接する公共施設(3 施設)をまとめた数値であるため、既存資料で提供した「【参考】双葉ふれあい文化館等電気料金按分表」を参考にしてください。</p>
37	双葉B&G海洋センター … 電気明細を確認したところ契約が2つ(動力、電灯)ございました。今回いただいたデマンドは両方とも消費が 15,754kWh/年しかなかったため動力のデマンドと思われれます。今回太陽光は電灯の方に繋ぎこむためこちらのデマンド 62,604 kWh/年のデマンドの提供をいただけないでしょうか。	準備ができ次第、提供します。